明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三）　一

〔告　示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二九～三一、三三、三四）　七

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三二）　八

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三五～四二）　一〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同四三～四五）　一六

〔公　告〕

裁判所
　破産、免責、再生関係　一八
　諸事項　四八
特殊法人等
　地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　四九
地方公共団体
　教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　五一
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第三十三条第五号及び第四十九条の四、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十一条第三項、第十二条第二項、第十四条第一項及び第四十四条の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信